

消費者のための新たな訴訟制度の創設に関する意見書

全国の消費生活相談の件数は、平成22年度で約89万件と依然として高い水準が続いています。都内においては、同年度で約12万5,000件の相談が寄せられており、特に60歳以上の高齢者からの相談件数は過去最多、被害金額も高額となるなど深刻な状況であります。

一方、現在の訴訟制度の利用には相応の費用・労力を要することから、事業者に比べ情報力・交渉力で劣る消費者は、被害回復のための行動を起こすことが困難であります。また、これまでの消費者団体訴訟制度では、適確消費者団体に損害金等の請求権を認めていないため、消費者の被害救済には必ずしも結びつかないという課題があります。

そこで、消費者のための新たな訴訟制度の案が、平成23年8月に消費者委員会集団的消費者被害救済制度専門調査会において報告書に取りまとめられ、現在、その法案化が消費者庁において準備されています。

よって、国会及び政府に対し、消費者委員会の報告書の内容を踏まえ、消費者のための新たな訴訟制度について、今国会において、早期に創設されるよう要望します。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、新宿区議会の議を経て意見書を提出します。

平成24年3月22日

新宿区議会議長名

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
消費者及び食品安全担当大臣

宛